

社債管理補助者に関する手引

(令和3年4月28日正副会長会議決)

目次

はじめに

第1 総則

第2 選任時の規律

第3 選任後の規律

第4 利益相反，公正誠実義務

第5 共同事務所に特有の規律

第6 弁護士法人に特有の規律

第7 社債管理補助者の職務

はじめに

日本弁護士連合会は、2020年（令和2年）2月21日付けで、会社法（平成17年法律第86号）第714条の2に規定する社債管理補助者に選任される弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）に適用される弁護士職務基本規程（会規第70号。以下「規程」という。）の解釈の指針を明らかにすることにより、弁護士等が、関連する法令，規程その他の会規を遵守し，適切に社債管理の補助を行うための実務対応のルールを明らかにすることを目的として、「社債管理補助者に関する指針」（以下「指針」という。）を公表した。

本「社債管理補助者に関する手引」（以下「本手引」という。）は，指針を適切に理解することによって，社債管理補助者の業務を円滑に行うために，策定されたものである。本手引では，第1から第3において，指針に記載されている事項についての解説を行い，第4以降では，指針に記載されていないものの，社債管理補助者が業務を行うに当たり実務上問題となり得る事項について明らかにする。具体的には，第1から第3までにおいては，指針の各項目を枠内に引用した上でその解説を行い，第4以降においては，社債管理補助者を受任する弁護士等に対して，第3までに扱われていない規程の他の条項やその他の規程（以下「会則等」と総称する。）がどのように適用されるかについて記載している。

第1 総則

1 目的

1 目的

この指針は、会社法（平成17年法律第86号）第714条の2に規定する社債管理補助者に選任される弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）に適用される弁護士職務基本規程（会規第70号。以下「規程」という。）の解釈の指針を明らかにすることにより、弁護士等が、関連する法令、規程その他の会規を遵守し、適切に社債管理の補助を行うための実務対応のルールを明らかにすることを目的とする。

（解説）

指針は、規程の解釈の指針を明らかにすることにより、弁護士等が、関連する法令、規程その他の会規を遵守し、適切に社債管理の補助を行うための実務対応のルールを明らかにするという目的を掲げる。指針が取り扱うのは規程の解釈の指針であり、本手引は、指針の各条項についての解説を行うとともに、弁護士等が社債管理補助者を受任するに当たって問題となり得る他の事項について明らかにすることにより、この目的達成の一助となることを目指すものである。

2 規程を適用する上での「依頼者」及び「相手方」の解釈

2 規程を適用する上での「依頼者」及び「相手方」の解釈

社債管理補助者は、社債発行会社（社債を発行した会社又は社債を発行しようとする会社をいう。以下同じ。）との間の委託契約に基づき、社債権者の法定代理人として当該社債発行会社に対して社債権を行使するため、規程の適用上、「依頼者」及び「相手方」の解釈については、次に掲げる点に留意する。

（解説）

弁護士等は、社債発行会社との間で委託契約を締結して社債管理補助者に就任し、社債管理補助者としての業務の対価として報酬が支払われる。したがって、社債管理補助者たる弁護士等にとっては、社債発行会社が依頼者と位置付けられる。他方、社債管理補助者は、社債権者の法定代理人¹として、依頼者である社債発行会社に対して、会社法に従い、法定され、又は委託契約に定められた権利を行使する関係に立つ。したがって、社債管理補助者たる弁護士等にとって、社債権者は、法定代理関係の本人として、依頼者に準ずる関係にある者となる。

ところで、社債発行会社と社債権者とは、社債権に関する債務者と債権者という利益が相反し得る立場にあり、特に、社債の債務不履行といった事態に際しては、社債発行会社と社債権者は利益相反の関係に立つことになる。

そして、社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないと定められている（会社法第714条の7において

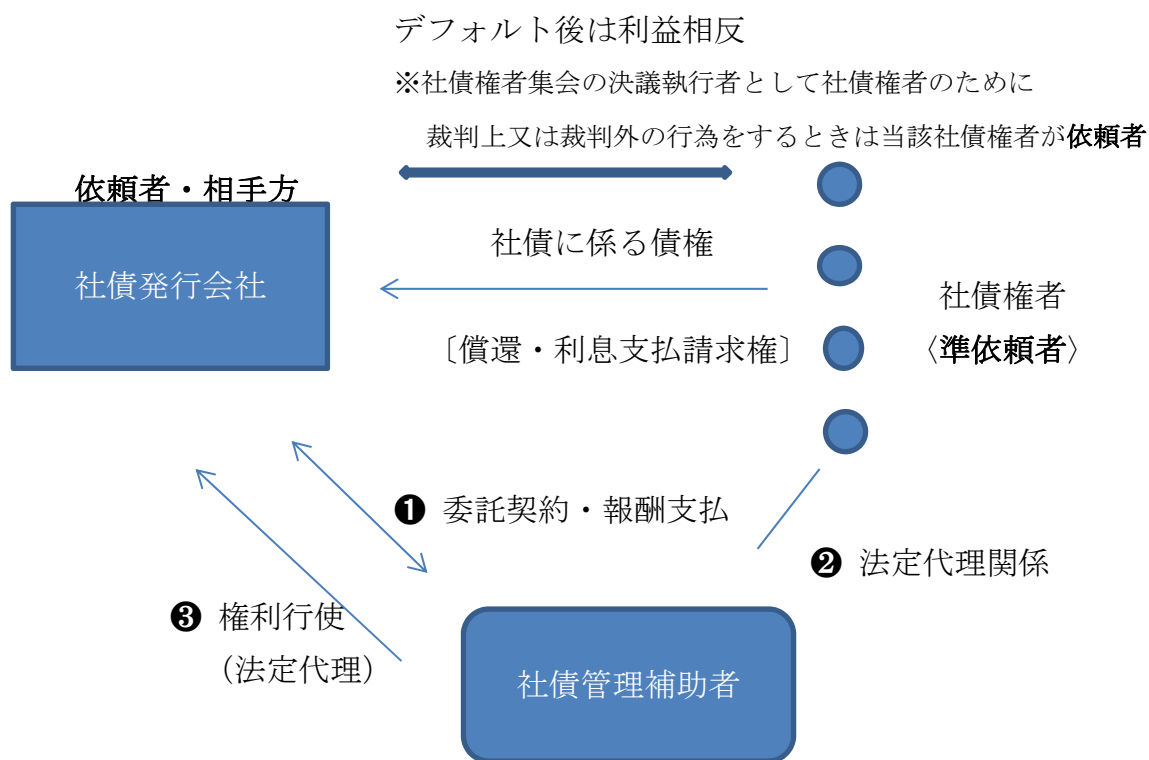
¹ 社債管理者につき、江頭憲治郎編『会社法コンメンタール 第16巻 社債』131頁、132頁（藤田友敬）（株式会社商事法務，2010年）

準用する同法第704条)。したがって、弁護士等が、社債管理補助者をめぐる法律関係において、このような利益相反の問題を取り扱うに当たっては、弁護士等による社債管理補助者の業務の遂行について、公平性及び誠実性に疑義を抱かれないように、慎重に対処する必要がある。

そこで、指針第1第2項において、「依頼者」と「相手方」をどのように考えるかについての一定の整理を行い、また指針第1第3項において社債管理補助者の義務について明らかにした上で、それらに基づいて社債管理補助者への選任前及び選任後のそれぞれについて規程の解釈を示している。

以下ではまず指針第1第2項第1号から第4号までについての解説を行う。

なお、社債発行会社、社債権者及び社債管理補助者の関係を図示すると以下のようになる。



(1) 弁護士等は、社債発行会社との間で委託契約を締結し、社債管理補助者に選任された場合には、選任以後、当該社債発行会社を「依頼者」として規程の適用を受ける。社債管理補助者となることについて、社債発行会社の協議を受けて賛助し、若しくはその依頼を承諾した場合又は社債発行会社の協議を受け、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められる場合には、選任前（結果として選任されない場合を含む。以下同じ。）においても、同じである。

(解説)

社債発行会社が、委託契約の締結によって、弁護士等を社債管理補助者に選任する場合には、両者の法的関係は委任であり、信頼関係に基づく依頼者と受任者の関係があるから、社債発行会社は選任の前後（ただし、選任前においては第1号後段の場合に限る。）を通して「依頼者」となる。

(2) 選任前に社債発行会社を「依頼者」として扱う場合、当該社債の社債権者となろうとする者（社債の引受け又は取得をしようとする者をいう。ただし、社債発行会社との間の社債契約に関し、実質的な利害対立又は争いがない場合を除く。以下同じ。）は、「相手方」として、規程の適用を受ける。「社債発行会社との間の社債契約に関し、実質的な利害対立又は争いがない場合」とは、例えば、社債発行会社と社債権者となろうとする者の間で社債の条件について特段の争いがないような場合が考えられる。

(解説)

委託契約中で定められる社債管理補助者の権限等は募集事項とされており（会社法第676条第8号の2及び第12号、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第162条第6号及び第7号）、社債契約の一部を構成する。したがって、社債管理補助者に選任される弁護士等は、委託契約を通して、社債発行会社と社債権者との間の社債契約に関与するから、社債を引受け又は取得をしようとする者は、実質的な利害対立又は争いがある場合は、「相手方」となる。規程第27条第1号の解説においては、「本条1号の「相手方」とは、民事、刑事を問わず、同一事件における事実関係において利害の対立する状態にある当事者をいう。ここで利害の対立は、実質的なものでなければならず、形式上は利害対立するように見えても実質的に争いのない場合は、本条1号の「相手方」にはあたらない。」²とされており、実質的な利害対立又は争いがない場合は除かれている。ただし、これは選任時までに限られ、選任後は、社債管理補助者は、社債権者の利益のために社債管理の補助を行うので、社債権者や社債の譲渡を受けようとする者は「相手方」とはならない。

(3) 弁護士等は、社債管理補助者に選任された時以降は、当該社債発行会社を「相手方」として規程の適用を受ける。社債管理補助者となることについて、社債発行会社の協議を受けて賛助し、若しくはその依頼を承諾した場合又は社債発行会社の協議を受けて、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められる場合には、選任前においても、同じである。

第1号及びこの号により、社債発行会社は「依頼者」かつ「相手方」となるが、

² 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説 弁護士職務基本規程 第3版』79頁（日本弁護士連合会、2017年）

社債管理補助者がこのような立場に立つことは会社法が許容するところであり、規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号の規律は及ばない。

(解説)

社債管理補助者は、社債権者の法定代理人として社債発行会社に対して社債権を行使し、又は社債権者による社債管理の補助をするから、社債発行会社は、選任の前後（ただし、選任前においては第3号第2文の場合に限る。）を通して「相手方」となる。これは、委託契約に基づく選任だけでなく、事務の承継等による選任の場合も同じである。

このため、社債発行会社は、「依頼者」かつ「相手方」となるが、これは会社法が許容するところであり、規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号が禁止する同一事件を双方から受任する類型についての規律は及ばない。

なお、社債の元利金が正常に支払われている限り、「相手方」の要件である実質的な争い（上記規程第27条第1号の解説参照）はないとも言えるが、社債管理補助者は社債がデフォルトした場合の対応の補助が核心的な職務であり、そのような場合に職務を行い得ないような事態は避けるべきであるため、選任時から、社債発行会社を「相手方」として規律を及ぼすことが妥当である。

(4) 社債管理補助者である弁護士等は、社債権者集会の決議執行者として社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、当該社債権者（社債権者集会決議時点の者に限る。）を「依頼者」として規程の適用を受ける。

この場合、社債管理補助者は、社債発行会社を「相手方」として行為することになるが、社債管理補助者がこのような立場に立つことは会社法が許容するところであり、規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号の規律は及ばない。

社債の流通性から、社債管理補助者が、社債権者集会決議時点における社債権者以外の社債権者を常時覚知することは困難であるから、社債権者集会決議時点における社債権者以外の社債権者を「依頼者」として扱うことはしない。ただし、社債管理補助者は、社債権者に対し、社債管理の補助を公平かつ誠実に行う義務及び善良な管理者の注意をもって行う義務を負うことから、社債権者は、依頼者に準じた地位にあることに留意が必要である。

(解説)

社債管理補助者は、社債権者の法定代理人として、社債権者に対し法定の公平・誠実・善管注意義務を負う（会社法第714条の7の規定により準用される

同法第704条)。このことから、社債権者は社債管理補助者にとって依頼者に準じた地位にある。しかし、社債権者との間に委託関係はないし、社債の流通性から、常時、全社債権者を覚知して（特に無記名社債券が発行されている場合）、「依頼者」として会則等の規律を受けることも困難である³。

もっとも、社債管理者については、社債権者集会の決議に基づき、決議執行者として、社債権を裁判上又は裁判外で行使する場合には、社債権者との間に民法（明治29年法律第89号）上の委任又は準委任関係があるとされており⁴、これは社債管理補助者にも当てはまり、また、議決権を行使した社債権者を特定することも可能であることから、指針では、決議成立時の社債権者を「依頼者」として規程の適用を受けることとした（社債が更に譲渡された場合には、この限りでない。）。この場合、社債管理補助者が社債権者を相手方とする案件を受任していたときには、複数の依頼者間に利害の対立が生じたことになり、社債管理補助者は、その地位又は社債権者を相手方とする案件のいずれかを辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない（規程第42条）。したがって、そのような事態を避けるためには、社債管理補助者を受任した場合には、社債権者の把握に可能な限り努めるとともに、社債権者であることが判明している者を相手方とする案件の受任は回避することが望ましい。

上記の考え方を、時系列順に整理すると、以下のようになる。

³ これと異なる考え方としては、社債管理補助者の目的を重視して、受任の前後を通し、社債権者を「依頼者」とし、社債発行会社を「相手方」とする考え方があり得る。しかし、①社債管理補助者と社債権者との間には、委託関係に基づいた信頼関係がないこと、②社債権者を常時把握することは困難であるため、コンフリクト・チェックができないこと、③社債発行会社を依頼者として規律を適用せずにいることが社債発行会社との関係を複雑にし、意思疎通や交渉に支障を来すおそれがあることから、指針ではこのような考えは採っていない。

⁴ 橋本円『社債法』362頁（商事法務，2015年）

		選任時 ↓	決議執行者としての職務開始 ↓
社債発行会社	依頼者かつ相手方	依頼者かつ相手方	依頼者かつ相手方
社債権者	相手方（社債発行会社との間の社債契約に関し、実質的な利害対立又は争いが無い場合を除く。）	依頼者に準ずる。	依頼者（債権者集会決議時点の社債権者） 依頼者に準ずる（社債権者集会決議時後の社債権者）。

3 社債管理補助者の義務

3 社債管理補助者の義務

社債管理補助者である弁護士等は、当該社債の社債権者に対し、会社法その他の法令及び社債発行会社との間の社債管理の補助の委託契約（以下「委託契約」という。）に従い、社債管理の補助を公平かつ誠実に行う義務及び善良な管理者の注意をもって行う義務を負う（会社法第714条の7において準用する同法第704条）。

（解説）

指針では、社債管理補助者である弁護士等が、当該社債の社債権者に対して公平誠実義務及び善管注意義務を負う旨が記載されている。これは、会社法第714条の7の規定により準用される会社法第704条の規定を反映したものである。

この点、社債管理者（会社法第702条）についても会社法第704条が適用されるが、同一の発行者の複数回の社債の管理を受託している場合に公平義務を負う社債権者の範囲に関して、複数の見解（公平義務を負う対象を、それぞれ①受託した全社債権者、②種類が同一の社債権者、③回数が同一の社債権者（トランピング（階層化）される場合は、回数及びトランシェ（階層）が同じ社債）とするものなど）がある⁵。もっとも、社債管理者は、受託した複数の社債の間での公平義務を負わなくても、社債権者に対して誠実義務を負う結果、複数回の社債

⁵ 前掲橋本269頁

権者を公平に扱う義務があるとの見解も示されている⁶。

指針では、このような見解を勘案し、社債管理補助者に選任された弁護士等は、受任した社債の全社債権者に対して公平義務を負うものとした。ただし、「公平」の基準は、社債管理者についての議論に基づき、①同一回号の同じトランシェの社債権者間では数額に応じたプロラタで、②それ以外の社債権者間では、社債の種類等に応じた合理的基準によるものと考えられ、さらに、②の場合には、社債管理補助者に一定の裁量が認められる場合もあると考えられる。

これに対し、社債管理補助者が社債管理の補助を受任している社債の発行会社が発行している他の社債について、社債管理の補助を受任していない場合は、社債管理補助者である弁護士等は、当該社債の社債権者に対して本条の義務を負わない。

第2 選任時の規律

1 社債発行会社との関係

(1) 社債発行会社から案件（社債発行に関連する案件を含み、社債管理補助者の受任を除く。第3号において同じ。）を受任し、又は顧問契約等の継続的な法律事務の提供（以下この項において「顧問契約等」という。）をしている弁護士等は、その案件及び顧問契約等が終了しない限り、当該社債発行会社から社債管理補助者を受任することができない（規程第28条第2号及び第66条第1号）。

（解説）

指針第2第1項第1号の解釈を前提として、選任時における社債発行会社と社債管理補助者の関係を整理すると以下のように考えられる。

すなわち、社債発行会社から社債管理補助以外の案件を受任していれば、社債発行会社は「受任している他の事件の依頼者」（規程第28条第2号前段）となり、顧問契約等をしていけば社債発行会社は「継続的な法律事務の提供を約している者」（同号後段）となるが、指針第1第2項第3号によれば、社債管理補助者に選任されると当該社債発行会社を「相手方」として規程の適用を受けることになることから、社債管理補助者を受任することは、当該社債発行会社を「相手方とする事件」に該当することになる。したがって、規程第28条第2号により、社債管理補助者に係る職務を行ってはならないことになり、これにより、案件及び顧問契約等が終了していない限り、弁護士等は社債管理補助者を受任できない。弁護士等が、案件及び顧問契約等の終了後に社債管理補助者を受任する場合は、社債発行時までには社債発行会社との間で案件及び顧問契約等が確実に終了し

⁶ 前掲江頭138頁

たことについて確認しておく必要があり、社債管理補助者受任時以後もその案件に
関与する可能性がある場合には、社債管理補助者の受任を避けるべきである。

これに関し、ある社債について社債管理補助者を受任している弁護士等が、同
一の社債発行会社から他の社債についての社債管理補助者を受任することは、も
ともと別の社債について社債管理補助者を受任していることから、社債発行会社
は「受任している他の事件の依頼者」に該当し、指針第1第2項第3号によれ
ば、当該社債発行会社は「相手方」となるため、規程第28条第2号前段（及び
第66条第1号前段）によって禁止されるのではないかが問題となる。この点、
同号は、「事件の依頼者および他の事件の依頼者の利益を害するおそれがある」こ
とや「弁護士の職務執行の公正に疑いを生じさせ、また、弁護士の品位と信用を
害するおそれがある」こと⁷から定められているものであるところ、社債管理補助
者については、社債権者に対して、公平誠実義務及び善管注意義務を負っている
（指針第1第3項）ことから、このようなおそれは必ずしも当てはまらないとい
える。このことから、指針第2第1項第1号においては、社債管理補助者の受任
を、弁護士等が受任することによって社債管理補助者を受任することができなく
なる「案件」から除外した。

他方で、社債発行に関連する案件については、社債発行会社の利益のために受
任している側面が強いと考えられるため、規程第28条第2号前段（及び第66
条1号前段）の「事件」に含むこととしている（その結果、当該社債発行会社を
相手方とすることとなる社債管理補助者を受任することができない（第1第2項
第3号参照）。）。このような考え方に対しては、社債発行会社としては、社債発行
について相談した弁護士等に社債管理補助者となることを期待する場合もあり、
これは必ずしも社債発行会社の信頼を裏切ることとはならないことから、弁護士
等にとって社債発行会社は「相手方」とはならず、社債管理補助者への就任を許
容してよいとの考えもあり得るところである。しかし、指針においては、社債管
理補助者の職務遂行への公平性に対する信頼を重視する観点から、そのような考
えにはよらなかった。

(2) 社債管理補助者制度は、社債権者のための制度であるため、当該社債発行会社
の同意があっても前号の規定の適用を解除することはできず、また、社債発行前
においては、社債権者の同意は観念できず、社債発行後においては、流通に伴い
交代する全社債権者について十分な理解を得て同意を取得することは困難と解
されるため、一般的に、当該社債の社債権者全員の同意によっても、前号の規定
の適用は解除されない（規程第28条ただし書及び第66条ただし書）。

⁷前掲解説弁護士職務基本規程87頁

(解説)

指針第2第1項第1号は、規程第28条第2号（及び第66条第1号）によるものであるところ、規程第28条ただし書（及び第66条ただし書）においては、当該事件の「依頼者」及び「相手方」の同意があれば、規程第28条第2号（及び第66条第1号）は適用されないものとしている。

社債管理補助者の受任の場面における規程第28条第2号（及び第66条第1号）により受任が禁止される「事件」は社債管理補助者の受任であり、「相手方」は（指針第1第1項第3号により）社債発行会社であるから、社債発行会社が同意し、社債権者を「依頼者」と考えて、その同意による規律の解除ができないかが問題となる。

しかし、①社債権者は、依頼者に準じた立場にあるが、依頼者として規律を適用すべき場合は社債権者集会の決議執行者として社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときに限られる（指針第1第2項第4号）。また、②流通に伴い交代する全社債権者の同意を取得する方法としては、案件及び顧問契約等の利益相反関係を社債の募集要項で開示することが考えられるが、このような開示を前提に社債を取得したことを社債権者の同意と同視してよいかは疑問が残る。このような見地から、指針においては、社債権者を依頼者と考えてその同意によって規程第28条ただし書（及び第66条ただし書）に該当するという考え方は採らないこととした。

(3) 弁護士等は、案件を受任し、又は顧問契約等をしていたことが、その案件又は業務の具体的内容、時期等に照らして、誠実かつ公正な社債管理補助者の職務の遂行の妨げとなるおそれがある場合には、それらの終了後も、社債管理補助者の受任を避けなければならない（規程第5条及び第69条）。

(解説)

指針第2第1項第1号においては、案件の受任及び顧問契約等が終了すれば、当該案件を受任し、又は顧問契約等をしていた会社が発行する社債について社債管理補助者となることができるとされているが、本号においては、案件を受任し、又は顧問契約等をしていたことが、その案件又は業務の具体的内容、時期等に照らして誠実かつ公正な社債管理補助者の職務の遂行の妨げとなるおそれがある場合には、規程第5条及び第69条から、それらの終了後も社債管理補助者の受任を避けなければならないこととした。

例えば、指針第2第1項第1号によれば、規程第28条第2号（及び第66条第1号）で社債発行に関連する案件を受任している弁護士等は、その案件が終了しない限り社債管理補助者を受任できないが、案件終了後は、当該禁止の対象と

はされていない。しかし、社債権者が大きなリスクを負うデリバティブ取引が内包された仕組債などの場合、そのリスクが現実化したときには、社債発行会社と社債権者との間に厳しい緊張関係が生じる可能性がある。社債発行会社の意向を受けて当該仕組債を設計し、この社債管理補助者に自ら就任した場合、回収の可能性についての判断の客観性等に疑念を生じ、社債権者との間で信頼関係を構築することが難しい場合も考えられるが、そのような場合等は本号に該当すると考えられる。

(4) 社債発行会社を相手方とする案件（社債管理補助者の受任及び次項第2号の案件等を除く。）を受任している弁護士等は、当該社債発行会社の発行する社債について社債管理補助者を受任することができない（規程第27条第3号及び第65条第3号）。

(解説)

規程27条第3号（及び第65条第3号）は、弁護士等が、受任している事件の相手方からの依頼による他の事件に係る職務を行うことを禁止している。社債発行会社を相手方とする案件を受任している弁護士等が、当該社債発行会社の発行する社債について社債管理補助者を受任することは、相手方である社債発行者からの依頼による他の事件を受任することとなるため、同号により、行うことができない。

ただし、指針第2第1項第1号でも社債管理補助者の受任を除いているように、弁護士等がある社債についての社債管理補助者を受任している場合において、当該弁護士等が当該社債の発行会社が社債を発行する別の社債についての社債管理補助者になることは可能であるため、指針でもその旨を明らかにしている。

さらに、指針第2第2項第2号では、社債権者となろうとする者から社債の引受け若しくは取得に関する案件又は社債発行会社に対する当該社債権の裁判上若しくは裁判外の個別的行使に関する案件を受任している弁護士等は、当該社債の社債管理補助者を受任することができないこととされている（案件等が終了した場合も、同じ。）が（規程第27条第1号及び第65条第1号）、本号ではこの案件については除かれている。これは、本号は、規程第27条第3号及び第65条第3号に関連するものであるところ、当該社債権の裁判上又は裁判外の個別的行使に関する案件については、規程第27条第1号及び第65条第1号にも関連するため、指針第2第2項第2号によることとしたものであり、指針第2第2項第2号の案件等を受任している場合に社債管理補助者を受任することを認めるものではない。社債発行会社の発行する他の社債権の裁判上又は裁判外の個別的行使

に関する案件を受任している弁護士等は、指針第2第2項第2号によって社債管理補助者を受任することはできず、規程第27条第1号及び第65条第1号が適用されるため、次号本文によって受任を許容されることはない。

(5) 前号の規定の適用は、その案件の依頼者の同意がある場合は、解除される（規程第27条ただし書及び第65条ただし書）。ただし、その案件が、社債管理補助者を受任する社債の社債権者の全体の利益に反する場合は、この限りでない（規程第28条第3号及び第66条第2号）。

(解説)

規程第27条ただし書及び第65条ただし書では、受任している事件の依頼者が同意した場合には、同条第3号の事件について、職務を行ってよいこととされている。指針第2第1項第2号のような問題はないことから、本号においては、社債管理補助者の受任についても、社債発行会社を相手方とする案件の依頼者が同意した場合には可能であることを明らかにしている。

しかし、社債管理補助者は、社債権者に公平誠実義務及び善管注意義務を負う（指針第1第3項）ため、社債権者の全体の利益に反する場合には、この限りでないとしている。社債権者は社債管理補助者を受任した弁護士等の依頼者ではない（社債権者集会の決議執行者として社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときを除く。）ものの、規程第28条第3号（及び第66条第2号）との関係では、社債権者全体を依頼者に準じて考えることとなるが、社債権者全員の同意を得ることは困難であることから（指針第2第1項第2号参照）、同意による解除はできないことを明らかにした。

例えば、当初受任した案件が、一部の社債権者による社債発行会社に対する債権の行使を内容とするものであって他の社債権者と同一のパイを奪い合うようなものである場合は、当初の依頼者の権利行使は、社債権者の全体の利益に反すると考えられるため、「依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件」（規程第28条第3号及び第66条第2号）の職務の遂行が禁止されている趣旨から、社債管理補助者を受任できない。

(6) 弁護士等は、社債管理補助者となることについて、社債発行会社の協議を受けて賛助し、若しくはその依頼を承諾した場合又は社債発行会社の協議を受け、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められる場合には、当該社債の社債権者となろうとする者を依頼者とする社債の引受け又は取得に関する案件について、受任することができない（規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号）。

(解説)

社債管理補助者の受任は、社債の社債権者となろうとする者との関係では、社債の引受け又は取得に関する案件と同一の事件と見られる（当該社債について発行会社か社債権者かという対立する立場から関与するものであるため）ことを踏まえ、選任に至らない場合の規律について注意を喚起したものである。

2 社債権者との関係

(1) 弁護士等は、社債管理補助者を受任することについて、当該社債又は社債発行会社を同じくする他の社債の社債権者の同意を要しない（規程第28条第3号及び第66条第2号）。

(解説)

ある社債発行会社が発行する同一又は異なる回号の社債の社債管理補助者を受任することは、同一債務者に対する複数の債権者から債権回収を補助する旨の依頼を受けることになるものであり、パイを奪い合う事件として規程第28条第3号（及び第66条第2号）の適用が問題となる。しかし、社債管理補助者の権限は社債権の全部についての権利行使であって、特定の社債権者のための個別的権利行使は許容されず、社債管理補助者には受任した社債の全社債権者に対して公平かつ誠実に社債管理の補助を行う義務があると解されている（指針第2第3項）。このような解釈を前提に、ある社債発行会社が発行する複数の社債の社債管理補助者を受任することは、社債権者間の利益相反が顕在化しない場合として規程第28条第3号（及び第66条第2号）の適用外と考えられるので、指針では、このことを明記した。

(2) 社債権者となろうとする者から社債の引受け若しくは取得に関する案件又は社債発行会社に対する当該社債権の裁判上若しくは裁判外の個別的行使に関する案件（以下この号において「案件等」と総称する。）を受任している弁護士等は、当該社債の社債管理補助者を受任することができない。案件等が終了した場合も、同じである（規程第27条第1号及び第65条第1号）。

(解説)

「社債権者となろうとする者」を依頼者とする社債の引受け又は取得に関する案件は、その社債の社債発行会社を依頼者とする社債管理補助者の選任と同一の事件であり、社債発行会社と社債権者となろうとする者は同一の事件の当事者（相手方同士）の関係にある。したがって、社債権者となろうとする者を依頼者とする社債の引受け又は取得に関する案件を受任している弁護士等は、規程第27条第1号（及び規程第65条第1号。「依頼を承諾した事件」）により、当該社債についての社債管理補助者を受任できない。また、規程第27条第1号（及び規程第65条第1号）は、案件等が終了したとしても該当することから、指針に

においては案件等の終了後も、社債管理補助者の受任はできないことを明記している。

なお、本号の場合については、もともと1人の社債権者に助言をしていた者が社債権者全体の法定代理人になれるかという問題であり、社債権者間に基本的に利害の対立はなく、また、社債管理補助者が裁量の余地の少ない権限しか持たないことから、社債管理補助者を受任することは許容されるという考えもあり得るが、指針においては、上記のように、社債発行会社を依頼者とする事及び事件の同一性を重視する観点から、このような考えにはよらなかった。

社債権の個別的行使の受任については、選任後について規定した指針第3第2項第1号の解説を参照されたい。

(3) 弁護士等は、社債の引受け又は取得について、社債権者となろうとする者の協議を受けて賛助し、又は協議を受けて、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められる場合、当該社債の社債管理補助者を受任することができない（規程第27条第1号及び第2号並びに第65条第1号及び第2号）。

(解説)

弁護士等が社債の引受け又は取得について協議を受けたが受任に至らなかった場合について、規程を当てはめたものである。

3 事務を承継する者の定め

(1) 弁護士は、社債管理補助者を受任する場合（複数の弁護士が共同で受任する場合を除く。）には、会社法第714条の7において準用する同法第714条第1項の適用に備え、事務を承継する社債管理補助者を委託契約に定めなければならない（規程第5条）。

(解説)

自然人である弁護士が社債管理補助者に選任される場合には、死亡や傷病等による執務不能によって社債管理の補助の中断が起きるおそれがあることから、その防止のため、事務を承継する社債管理補助者を委託契約に定めなければならないこととしたものである。2名以上の弁護士が共同で受任する場合については、1名が執務不能になった場合であっても他の弁護士が職務を継続できるため、指針から除外している。なお、複数の弁護士が社債管理補助者を受任する場合には、指針第2第5項第1号の体制の整備を行わなければならないこととされている。

(2) 前号の規定は、弁護士法人（社員が1人であるものに限る。）が社債管理補助者を受任する場合に準用する（規程第5条及び第69条）。

(解説)

弁護士法人の社員が1名である場合には、その社員の死亡は、社員の欠亡として解散事由となる（弁護士法第30条の23第7号）ため、自然人である弁護士である社債管理補助者が死亡した場合と同様、社債管理補助者の業務を行えないことになる。したがって、自然人である弁護士による受任と同様に、事務承継者を定めなければならないこととした。

4 金融機関である社債管理補助者との関係

(1) 弁護士等は、金融機関である社債管理補助者が選任される社債について、社債管理補助者を受任する場合には、会社法第714条の5第1項により、各自の権限を行使することを踏まえ、委託契約中の約定権限を定めるに当たり、社債管理補助者間での権限の適切な分担をしなければならない（規程第5条及び第69条）。

(解説)

複数の社債管理補助者は、複数の社債管理者が共同して権限を行使する（会社法第709条）のと異なり、各自、その権限に属する行為をする（会社法第714条の5第1項）。これによって、複数の社債管理補助者は、各自の専門的な権限を分担して行使することが可能となる（例えば、社債の弁済受領は金融機関に、裁判上又は裁判外の社債権の行使は弁護士等に、という分担が考えられる。）。この場合、社債管理の補助を円滑に行い、責任の範囲を明確にするためには、委託契約の定めにおいて、約定権限を分担することが必要である。このため指針では、この趣旨を明らかにしている。

(2) 前号の規定は、金融機関である財務代理人が選任される場合に準用する。

(解説)

財務代理人は法定権限を有さず、事務代行のみを行うこととされているが、権限の適切な分担をすることが事務処理上望ましいことから、これについても、委託契約で、約定権限の分担をしなければならないこととしている。

5 社債管理補助者の受任の適格性

(1) 弁護士等は、社債管理補助者を受任するに当たり、社債の金額、社債権者の数及び属性、発行形態（募集又は私募の別及び対公衆性の有無）、転売規制の有無、社債の償還方法、回数及び期間、約定権限、財務上の特約の内容等に応じて、業務量の予測をし、適切な社債管理の補助を行うために必要な弁護士（共同受任及び使用人の要否）又は弁護士法人（関与する社員の選任、指定社員及び使用人の要否等）、補助する職員その他の執務の体制を整えなければならない（規程第5条及び第69条）。

(解説)

案件に応じた執務体制を整えることは、弁護士等の業務全般に妥当する当然のことである。しかし、社債管理補助者の職務（業務）は、社債権者という不特定かつ多数の投資家のために社債管理の補助を行うものである。また、実際に業務が発生するのは、社債のデフォルトが発生するか、又は社債発行会社の信用状態が低下した場合が多いものと考えられるところ、その業務量は、社債の発行条件（募集事項）によって差異が大きいという特徴もある。

これらの点及び一定水準以上のサービスの提供の確保が強く要請されることに鑑み、弁護士等が社債管理補助者を受任するに当たっては、的確な業務量の予測を行うことと、及び適切な社債管理の補助を行うために必要な執務体制の整備をすべきことを指針に明記したものである。

(2) 弁護士等は、適切な社債管理の補助を行うために必要な社債及び金融に関する専門的知識並びに実務の理解を有していなければならない、常にこれらを身につけるために研鑽を積まなければならない（規程第7条及び第69条）。

（解説）

社債管理補助者の業務を行うためには、一定の社債及び金融に関する専門的知識並びに実務の理解を有していなければならないことから、指針においては、このことを明らかにすると同時に、常にこれらを身につけるために研鑽を積まなければならないことを定めている⁸。この点、他に金融機関の社債管理補助者が選任される場合には、専門性に応じた権限の分担がされることから（会社法714条の5第1項）、専門的知識も権限に応じたもので足りるものといえる。

第3 選任後の規律

1 社債発行会社との関係

(1) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債発行会社を依頼者とする案件（社債管理補助者の受任を除く。）を受任することができない（規程第27条第3号及び第65条第3号）。

（解説）

社債管理補助者に選任された弁護士等にとって、社債発行会社は、相手方となる（指針第1第2項第3号）ため、相手方からの依頼による他の案件を行ってはならないとされる規程第27条第3号（及び第65条3号）により、社債発行会社

⁸ 金融に関する専門的知識の必要性については、法制審部会において、社債管理補助者の資格要件として、金融の専門家であることが必須との発言（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第4回議事録22頁（三瓶委員発言））があったことを踏まえたものである。

から、他の案件を受任することができない。指針ではこれを明らかにしている。ただし、指針第2第1項第4号及びその解説で明らかにしたように、同一の社債発行会社の他の社債に関する社債管理補助者の受任は、全社債権者間での公平誠実義務を負うとの解釈を前提に（指針第1第3項）、認められることとしているため、本号においても規律の対象外とした。

(2) 社債管理補助者制度は、社債権者のための制度であるため、当該社債発行会社の同意があっても前号の規定の適用を解除することはできず、また、流通に伴い交代する全社債権者について十分な理解を得て同意を取得することは困難と解されるため、一般的に、当該社債の社債権者全員の同意によっても、前号の規定の適用は解除されない（規程第27条ただし書及び第65条ただし書）。

(解説)

規程第27条第3号（及び第65条第3号）は、受任している案件の依頼者が同意した場合には適用されない（規程第27条ただし書（及び第65条ただし書））。社債管理補助の依頼者は社債発行会社であるが（指針第1第2項第1号）、社債管理の補助を受任した社債の社債権者も依頼者に準じる立場にあるところ、弁護士等が社債管理補助者を受任している場合における規程第27条ただし書（及び第65条ただし書）の適用においては、社債権者を「依頼者」に準じて考え、かつ、社債発行会社を相手方と考えることとなるため、同意を求める対象は社債権者となる。しかし、全社債権者の同意を得ることは困難であり（指針第2第1項第2号及びその解説）、「相手方」である社債発行会社はその判断を委ねるのも妥当でないことから、同意による規律の解除はできないこととした。

(3) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債発行会社を相手方とする案件（次項第1号の案件を除く。）を受任することができない（規程第28条第2号及び第3号並びに第66条第1号及び第2号）。

(解説)

社債管理補助者に選任された弁護士等は、依頼者である社債発行会社（指針第1第2項第1号）を相手方とする案件を受任できない（規程第28条第2号前段及び第66条第1号前段）ことを指針において明らかにしている。ただし、社債管理の補助を受任した社債に係る社債権の行使については、社債管理補助者の職務として会社法上予定されているものであるから、当然に行うことができる。

また、本号では指針第3第2項第1号の案件を除外しているが、これは、本号は規程第28条第2号及び第3号（並びに第66条第1号及び第2号）に関連するものであるところ、指針第3第2項第1号の案件は会社法第714条の4第2項及び第3項の問題でもあるため、指針第3第2項第1号によることとしたもの

であり、指針第3第2項第1号の案件を受任することを認めるものではない。社債管理補助者に選任された弁護士等は、指針第3第2項第1号によって当該社債の債権者から当該社債権の裁判上の個別的行使の案件を受任することはできず、会社法第714条の4第2項及び第3項が適用されるため、次号本文によって受任を許容されることはない。

(4) 前号の規定の適用は、その案件の依頼者及び当該社債発行会社の同意がある場合は、解除される（規程28条ただし書及び第66条ただし書）。ただし、その案件が、社債管理補助者を受任する社債の社債権者の全体の利益に反する場合は、この限りでない（規程第28条第3号及び第66条第2号）。

(解説)

規程第28条第2号前段（及び第66条第1号前段）は、その依頼者及び相手方（社債発行会社）が同意する場合には、適用されない。社債管理補助者を受任した弁護士等は、社債発行会社を相手方とする事件を受任しようとするときは、当該社債発行会社の同意と、当該社債発行会社を相手方とする案件の依頼者の同意を得なければならないこととなる。

ただし、その案件が、社債管理補助者を受任する社債の社債権者の全体の利益に反する場合は、社債権者が依頼者に準じた立場にあることに鑑み、「依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する事件」の受任が禁止される（規程第28条第3号及び第66条第2号）趣旨から、同意があっても受任できないこととしている。

例えば、一部の社債権者から社債発行会社に対する債権の行使を内容とする案件を依頼され、それが他の社債権者と同一のパイを奪い合うようなものである場合は、当該案件を受任することは社債権者の全体の利益に反すると考えられるため、受任できない。この場合、社債権者全体を依頼者に準じた立場にあるものとして、その同意を求めることにより同条ただし書による規律を除外することは、社債権者全員の同意を得ることが困難であることから（指針第2第1項第2号参照）、できないものと考えられる。

2 社債権者との関係

(1) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債の社債権者から、当該社債発行会社に対する当該社債権の裁判上又は裁判外の個別的行使の案件を受任することができない。当該社債発行会社が同意した場合も、同じである（会社法第714条の4第2項及び第3項）。

(解説)

社債管理補助者が、社債権の支払請求、強制執行、保全処分、訴訟行為、破産

手続等に関する手続に属する行為（手続参加を除く。）をするには、当該回号の社債の全部についてしなければならない（会社法第714条の4第3項）。その理由は、一部の社債についてのみ行為を行うことが、社債権者の不平等な扱いにつながるからと考えられる⁹。この趣旨に鑑み、社債管理補助者である弁護士等は、一部の社債権者から社債権の個別的行使を受任することができない。指針ではこれを明らかにした上で、これが会社法の趣旨に基づく制限であることから、相手方である社債発行会社の同意の有無にかかわらず適用されることも明らかにしている。

(2) 前号及び前項第3号の案件を除き、社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債の社債権者から案件を受任することを妨げられない。

(解説)

弁護士等が社債管理補助者を受任する場合、社債発行会社は「依頼者」となるが、他方で、当該社債の社債権者は「相手方」とは扱われない。したがって、指針第3第2項第1号又は第3第1項第3号の場合を除き、当該社債の社債権者から案件を受任することに特段の制限はない。

(3) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、当該社債の社債権者を相手方とする案件を受任することを妨げられない。

(解説)

社債権者を「依頼者」として規律を適用するのは、社債権者集会の決議執行者として社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする場合に限られ（指針第1第2項第4号及びその解説参照）、また、社債権者を依頼者に準じたものと扱ってその利益の観点から規律を適用するのは、指針第2第1項第5号ただし書、第3第1項第4号の場合に限られる。したがって、それ以外の場合に、社債権者を相手方とする案件の受任に特段の制限はない。

(4) 前号の規定にかかわらず、社債管理補助者に選任された弁護士等は、社債権者集会の決議執行者として社債権を行使する場合には、前号の案件について、職務を行うことができない（規程第28条第2号及び第66条第1号）。ただし、相手方となる社債権者及びその案件の依頼者が同意する場合は、この限りでない（規程第28条ただし書及び第66条ただし書）。

(解説)

前号で述べたように、弁護士等が社債権者集会の決議執行者として社債権を行使する場合（指針第1第2項第4号）には、社債権者を「依頼者」として規程を

⁹ 前掲江頭147頁

適用するため、当該依頼者を相手方とする案件を受任できない（規程第28条第2号前段及び第66条第1号前段）。ただし、当該案件についての相手方（社債権者）及び依頼者（当該案件の依頼者）の同意がある場合には、規程第28条ただし書及び第66条ただし書によりこの限りでないため、指針ではこれを明らかにしている。

第4 経済的利益との相反、公正誠実義務、利益相反

第4以降においては、指針には記載されていないものの、社債管理補助者に関連して留意すべき規程及びその他の会則の規律について説明する。なお、これらは、本手引によって設けられた規律ではなく、実務上問題となり得る事項について、分かりやすさの観点から、既に存在する規程の適用について説明したものである。

1 自己の経済的利益との相反

弁護士等は、自己の経済的利益と相反する場合には、社債管理補助者を受任し、又はその職務若しくは業務を行ってはならない（規程第28条第4号及び第66条第3号）。これは、規程を社債管理補助者に当てはめた帰結である。なお、これにより、社債管理補助者の受任後に、その職務又は業務が自己の経済的利益と相反することになった場合には、社債管理補助者を辞任すべきこととなる。

2 公正誠実義務

弁護士等は、前項の場合のほか、誠実かつ公正な社債管理の補助を行えない事情がある場合には、社債管理補助者を受任し、又はその職務若しくは業務を行うことを避けなければならない。これは、一般条項である規程第5条を社債管理補助者に適用した帰結である。

3 利益相反の場合の措置

(1) 社債管理補助者に選任された弁護士等は、社債権者と利益が相反するため職務又は業務を行い得ない場合には、速やかに、その事情について、社債発行会社及び社債権者に通知し、辞任その他の事案に応じた適切な措置を採らなければならない（規程第42条参照）。

(2) 前号の場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、弁護士等は、社債権者に対し、特別代理人の選任をする必要があること及びその手続について、説明しなければならない（会社法第714条の7において準用する第707条）。ただし、弁護士等が、社債管理補助者を辞任すべきときは、この限りでない。

第5 共同事務所に特有の規律

共同事務所の所属弁護士は、他の所属弁護士が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ、各号に定める職務を受任し、又は職務を行ってはならない。ただし、職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない（規程第57条）。

- (1) 指針に基づき、社債管理補助者を受任できない場合 社債管理補助者の受任
- (2) 指針に基づき、職務（社債管理補助者の職務を除く。）を行ない得ない場合 当該職務を行うこと。

第6 弁護士法人に特有の規律

1 社員等に対する規律（弁護士法人との関係）

(1) 弁護士法人の社員等（弁護士法人の社員及び使用人である弁護士をいう。ア及びイの場合においては、社員等であった者を含む。以下この項において同じ。）は、次のいずれかの場合には、それぞれ、次に掲げる職務を受任し、又は職務を行ってはならない（規程第63条）。

ア 社員等であった期間内に、その弁護士法人が、次に掲げる案件について協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した場合（自らこれに関与したものに限る。）

(ア) 社債権者になろうとする者からの、社債の引受け又は取得に関する案件
その社債の社債管理補助者の受任（指針第2第2項第3号参照）

(イ) 社債発行会社からの、社債管理補助者の選任に関する案件
その社債権者となろうとする者からの、社債の引受け又は取得に関する案件の職務
（指針第2第1項第6号参照）

イ 社員等であった期間内に、その弁護士法人が、次に掲げる案件について協議を受け、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められる場合（自らこれに関与したものに限る。）

(ア) 社債権者になろうとする者からの、社債の引受け又は取得に関する案件
その社債の社債管理補助者の受任（指針第2第2項第3号参照）

(イ) 社債発行会社からの、社債管理補助者の選任に関する案件
その社債権者となろうとする者からの、社債の引受け又は取得に関する案件の職務
（指針第2第1項第6号参照）

ウ その弁護士法人が、次に掲げる案件を受任している場合

(ア) 社債権者となろうとする者からの、社債の引受け又は取得に関する案件
その社債の社債管理補助者の受任（指針第2第2項第2号参照）

(イ) 社債発行会社からの、社債管理補助者の選任に関する案件
その社債権

者となろうとする者からの、社債の引受け又は取得に関する案件（指針第2第1項第3号参照）

エ その弁護士法人が、次に掲げる案件を受任している場合（当該社員等が自ら関与しているものに限る。）

(ア) 社債発行会社を相手方とする案件 その社債の社債管理補助者の受任（指針第2第1項第4号参照）

(イ) 社債管理補助者の受任に関する案件 その社債発行会社からの依頼による他の案件（社債管理補助者の受任を除く。指針第3第1項第1号参照）

(2) 第1号エについては、次に掲げる解釈となる。

ア (ア)については、その弁護士法人が受任している社債発行会社を相手方とする案件の依頼者の同意がある場合は当てはまらない（規程第63条ただし書、指針第2第1項第5号参照）。

イ (イ)については、社債発行会社及び社債権者の同意があることによって解除されない（指針第3第1項第2号参照）。

2 社員等に対する規律（他の社員等との関係）

(1) 社員等は、他の社員等が次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる職務を受任し、又は行ってはならない。ただし、職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない（規程第64条第1項）。

ア 指針に基づき、社債管理補助者を受任できない場合 社債管理補助者の受任

イ 指針に基づき、職務（社債管理補助者の職務を除く。）を行い得ない場合 当該職務を行うこと。

(2) 社員等は、使用人である外国法事務弁護士が次のいずれかに掲げる場合には、それぞれ次に定める職務を受任し、又は行ってはならない。ただし、職務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない（規程第64条第2項）。

ア 社債発行会社から案件を受任し、又は顧問契約等を契約しており、案件又は顧問契約等が終了していない場合（外国法事務弁護士職務基本規程（会規第100号。以下この項において「外国法事務弁護士規程」という。）第28条第2号） その社債発行会社が発行する社債の社債管理補助者の受任（指針第2第1項第1号参照）

イ 社債発行会社を相手方とする案件（第3第1項第4号の案件等を除く。）を受任している場合（外国法事務弁護士規程第27条第3号） その社債発行会社が発行する社債についての社債管理補助者の受任（指針第2第1項第4号参照）

ウ 社債権者となろうとする者から社債の引受け又は取得に関する案件，又は社債発行会社に対する当該社債権の裁判上若しくは裁判外の個別的行使に関する案件（ウにおいて「案件等」と総称する。）を受任している場合（案件等が終了した場合にも同じ。外国法事務弁護士規程第27条第1号後段及び第3号，会社法第714条の4第2項及び第3項）その社債の社債管理補助の受任（指針第2第2項第2号参照）

エ 社債権者となろうとする者から，社債の引受け又は取得について，協議を受けて賛助し，又は協議を受けて，その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められる場合（外国法事務弁護士規程第27条第1号前段，第2号）その社債の社債管理補助者の受任（指針第2第2項第3号参照）

オ 外国法事務弁護士法人の社員等であった期間内に，その外国法事務弁護士法人が社債を取得しようとする者から，社債の引受け又は取得について，協議を受けて賛助し，又は協議を受けて，その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められる場合（自らこれに関与したものに限り，社員等であった者を含む。外国法事務弁護士規程第59条第1号及び第2号）その社債の社債管理の補助の受任（指針第2第2項第3号参照）

(3) 前号のそれぞれについては，次のような解釈となる。

ア アは，社債発行会社及び社債権者の同意によって，解除することはできない（外国法事務弁護士規程第28条ただし書，指針第2第1項第2号参照）。

イ イは，案件の依頼者の同意がある場合には，当てはまらない。ただし，その案件が，社債管理の補助を受任する社債の社債権者の全部の利益に反する場合には，この限りでない（外国法事務弁護士規程第27条ただし書，指針第2第1項第5号参照）。

3 弁護士法人に対する規律

弁護士法人は，次の各号のいずれかに該当する場合については，当該各号に定める業務を受任し，又は業務を行ってはならない。ただし，第2号及び第3号の場合については，その職務を行って得ない社員がその弁護士法人の社員の総数の半数未満であり，かつ，その弁護士法人に業務の公正を保ち得る事由がある場合は，この限りでない（規程第65条ただし書）。

(1) 社員等又は使用人である外国法事務弁護士が，社債権者となろうとする者から，社債の引受け又は取得に関する案件を受任している場合（規程第65条第4号） その社債の社債管理の補助の受任

(2) 社員が指針の規定により，社債管理補助者を受任できない場合（規程第65

条第5号) 社債管理補助者の受任

(3) 社員が指針の規定により、職務を行ない得ない場合(規程第65条第5号) その業務を行うこと。

4 指定事件

(1) 弁護士法人が社債管理補助者の業務を担当する社員を指定する場合(以下「指定事件」という。)には、その旨及び指定社員の氏名を委託契約に定めなければならない(弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の14第1項から第3項まで及び第7項)。

(2) 弁護士法人は、指定事件について社債管理補助者の業務の終了前に指定社員が欠けたときは、新たに社員を指定しなければならない(弁護士法第30条の14第6項)。

(3) 前号の場合には、弁護士法人は、社債発行会社及び社債権者に対し、指定社員が欠けた旨及び新たな指定社員の氏名を通知しなければならない。ただし、知り得ない社債権者に対しては、この限りでない(弁護士法第30条の14第4項)。

第7 社債管理補助者の職務及び業務

1 受領した社債の弁済金の保管及び依頼者本人確認

(1) 弁護士等が、社債管理補助者を受任した社債の弁済金(元利金、損害賠償金、費用その他の法令又は社債契約に基づき支払われる金額をいう。以下この項において同じ。)を受領したときは、社債権者に引き渡すまでの間、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管しなければならない(預り金等の取扱いに関する規程(会規第97号。以下「預り金規程」という。)第4条第1項)。預り金口座以外の分別保管の方法としては、社債権者に帰属することが対外的に表示され、弁護士又は弁護士法人の固有財産との混同混入が防止されているものでなければならない。

(2) 弁護士等は、同一の社債又は社債発行会社について、前号の預り金の総額が50万円以上となった場合において、当該預り金を14営業日(日本銀行の休日を除いた日をいう。)以上にわたり保管するときは、当該預り金のうち50万円以上の額を、預り金口座で保管しなければならない(預り金規程第4条第2項)。

(3) 弁護士等は、社債管理補助者を受任した社債の弁済金を、社債発行会社その他利害関係人から受領したときは、遅滞なく、社債権者及び社債発行会社(社債発行会社から受領した場合を除く。)に、その旨を通知しなければならない

(預り金規程第5条)。

(4) 第2号の金員の総額が200万円以上となった場合には、弁護士等は、社債権者に弁済金を引き渡す時まで、次に掲げる事項(本人特定事項)を確認し、記録に保存しなければならない。

ア 自然人である社債権者 その氏名、住居及び生年月日

イ 法人である社債権者 その名称及び本店又は主たる事務所の所在場所

(依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程(会規第95号。以下「依頼者本人確認規程」という。)第2条第1項及び第3項並びに依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則(規則第154号)第2条)

これは、依頼者本人確認規程の規律を社債管理補助者に適用したものであり、規律の例外や本人確認と記録保存の方法は、同規程及び同規則の所定の方法による。本人確認の時期は、社債の流通性や社債権者の把握の制約を踏まえ、社債の弁済金の引渡時で良いものと解釈される。なお、弁済金を社債発行会社から直接に社債権者に弁済させる場合や、金融機関である社債権者補助者が保管する場合には、弁護士等による本人確認は不要となる。

2 社債権者の氏名、住所等の管理等(会社法第714条の7で準用する同法第704条第2項及び同法第714条の4第4項)

(1) 弁護士等は、社債管理補助者を受任した社債の社債権者の氏名又は名称、住所その他の社債原簿の記載又は記録事項について、閲覧謄写その他の方法によって適時に知るよう努めなければならない。

(2) 弁護士等は、知ることができた社債権者の情報を、社債の回号、種類等に区分して整理し、氏名その他の情報による検索が可能な方法で管理しなければならない。

3 社債管理補助者の職務及び業務に含まれる事項(会社法第714条の4)

(1) 社債管理補助者に選任された弁護士等が行う職務又は業務には、法令及び委託契約に定める権限を行使するほか、委託契約に従い、社債管理補助者を受任した社債の社債権者のために行う次に掲げる事項が含まれ得る。ただし、委託契約で定める範囲に限られるので、責任を持って行うことが可能な範囲の事項を選択して委託契約中に定めるようにすべきである。

ア 社債権者が自ら社債の管理を行うために必要な情報の提供及び法的助言をすること。

イ 社債権者が自ら社債管理を行うために必要な社債権者相互間の連絡を補助し、又は社債権者への連絡を行うこと。

ウ 社債権者が社債管理の意思決定を行うための社債権者集会の招集及び運営を円滑に行えるように補助すること。

エ 裁判上又は裁判外の社債権の行使を承認する社債権者集会の議案（弁護士等が決議執行者となるものに限る。）について，社債権の行使の結果の見通し及びその理由の説明をすること。

オ 社債管理の補助の職務又は業務の状況について，必要に応じて，報告等を行うこと。

(2) 前号オは，社債発行会社に対する報告についても，当てはまる。

4 他の社債管理補助者との協力（会社法第714条の7により準用する同法第704条及び同法第714条の5第1項）

(1) 弁護士等は，社債管理補助者を受任している社債について，他に金融機関である社債管理補助者が選任されている場合には，法令及び委託契約で定められた権限の分担に従い，互いに連携して適切な社債管理の補助を行わなければならない。

(2) 前号の解釈は，他に金融機関である財務代理人が選任されている場合にも，当てはまる。

以 上